

いのとんのイラスト・写真 利用の手引き



東温市



目次

第1章 申請手続きについて P01~P20

利用申請の方法や留意事項などをまとめています。

第2章 デザインについて P21~P31

いのとんを使ってデザインする場合のルールです。

第3章 食品について P32~P37

特に食品は、内容をよく読んで申請してください。

第4章 その他(CM等について) P38~P40

利用申請の方法や留意事項などをまとめています。

第1章

申請手続きについて



重要

申請手続きには、下記の書類を“必ず”提出してください。

『いのとん』のイラストや写真を著作権者の東温市以外で利用される場合は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合や個人で楽しむ場合を除き、直接利用しようとされる方からの事前の申請による許可を得ることが必要です。

- ① 申請書(印鑑が必要です。)
- ② 利用する商品等の見本
※見本が添付できない場合、
写真、図案や原稿等、確認
できるものでOKです。
- ③ 企業・団体等の概要書
(パンフレット等)
個人の場合はプロフィールや
活動内容がわかるものを添付
してください。

食品に利用する場合は、次の書類を
各1部、併せて提出してください。

- ④ 製造もしくは販売に係る 保
険所の営業許可証(写)また
は市内各店舗ごとの営業開
始報告書(写)
- ⑤ 製造または販売する店舗一覧
(様式は自由です。)



申請手続きに必要な事項をご記入のうえ、
事務局へ郵送または持参してください。

提出先

〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1
東温市産業建設部地域活力創出課 観光物産係

申請書はホームページからのダウンロードまたは
事務局よりFAXにてお送りします。

申請は
お早目
に！



いのとんのホームページ
<https://toon-inton.jp>

いのとん

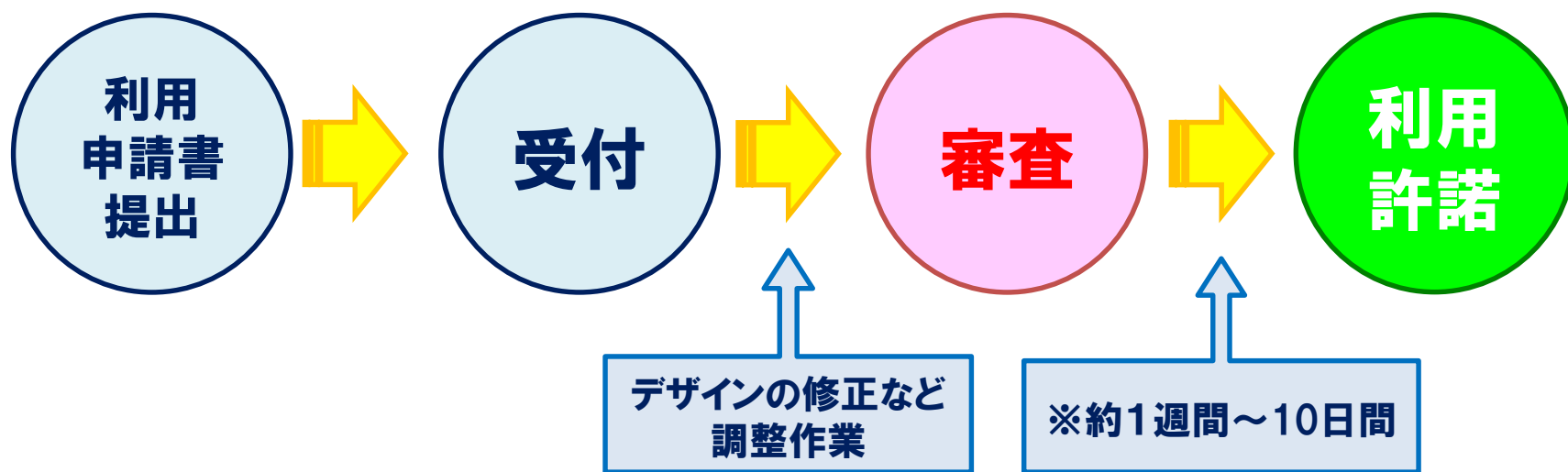
検索

〒791-0292 東温市見奈良530番地1
東温市産業建設部地域活力創出課観光物産係

TEL: 089-964-4414
(地域活力創出課直通)

受付完了後、審査から利用許諾まで約1週間～10日間程度かかります。余裕を持ってお早めにご提出ください。

※修正等が必要な場合は、上記の期間以上かかることがあります。



※新聞・テレビ・雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合は除きます。



いのとんのイラストおよび写真には、
「許諾番号」を必ず付けてください。

利用許諾を受けた物件には、東温市の著作権表示と番号を組み合わせた下記の表記を必ず付けてください。



+

【日本語表記】

©2013 東温市いのとん#〇〇〇〇

【外国語表記】

©2013 toon city. inoton#〇〇〇〇

許諾番号は下記のように記載してください。

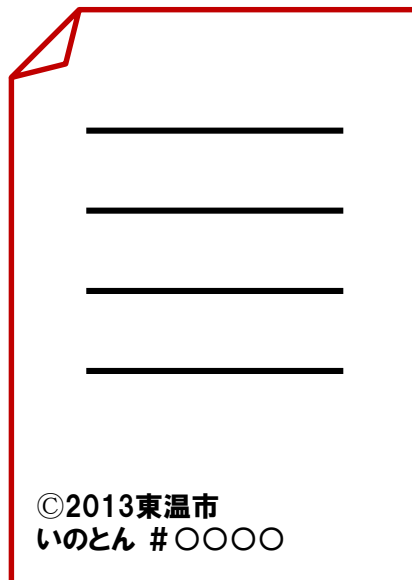
印刷物の場合



©2013東温市
いのとん #〇〇〇〇

商品の場合

★タグ等に記載する



★パッケージ自体に記載する



申請書の 記入例 (様式1号)

様式第1号の1 (第3条関係)

東温市イメージキャラクターいのとん利用申請書【販売品 (食品以外)】

令和〇年〇月〇日

(宛先) 東温市長

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 住所 〇〇市〇丁目〇番地〇号
 商号又は名称 〇〇株式会社
 代表者職 代表取締役社長
 代表者氏名 〇〇 〇〇 印

東温市イメージキャラクターいのとん(デザイン・名称)を利用したいので、下記のとおり申請します。

記

名称(商品名への「いのとん」の利用はできません)	文房具 (ペン、ノート、メモ帳) 食器 (マグカップ) 衣類 (Tシャツ) 計 5種類		
申請する商品の種類	5種類	合計点数(色違い、サイズ違いも1点でかぞえる。)	合計 18点
具体的な内容 (数量・サイズ・製造予定数・販売価格・販売場所・販売先等を詳しく記載してください。)	ペン : 2点、長さ15cm、計2,000本、105円 ノート : 2点、A4、計2,000冊、105円 メモ帳 : 2点、15cm×7cm、計2,000冊、105円 カップ : 3点、マグサイズ、計1,000個、525円 Tシャツ : 3点×各S・M・L、計9,000点、1,050円		
販売場所 (当てはまる番号に○をつけ、販売場所を詳しく記載してください。)	① 東温市内 2 市内及び市外 3 その他 道の駅 : 〇〇市、〇〇市、〇〇町 物産館 : 〇〇市、〇〇町、〇〇町		
利用期間(2年以内)	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで		
キャラクター名・ 許諾番号の記載場所	文房具類は、裏表紙に記載。 マグカップは、商品の箱に記載。 衣類は、タグに記載。		
連絡先	担当者名 : 〇〇 〇〇 電話番号 : 089-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX : 089-〇〇〇-〇〇〇〇 E-MAIL : △△.▽▽@▲▲.▼▼.jp		

添付書類

- (1) 利用する物件(商品)の見本(見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等)
- (2) 企業、団体等の概要書(パンフ等)、個人の場合はプロフィール

個人で申請される方の添付書類 「プロフィールがわかるもの」について。

農業 などの 場合

主にどのようなものを生産されているのかなど、下記のような内容をおだしてください。

〔例〕

お 名 前	
ご 住 所	
電 話 番 号	
お仕事の内容 取扱商品 (生産している) など	例/トマト農家です。 産直市場(〇〇〇)に出荷し、 販売しています。主な生産品目 は、トマト、みかんです。
そ の 他	

商店 などの 場合

主な販売品やいつ頃からお店を始めたかなど、下記のような内容をおだしてください。

〔例〕

お 名 前	
ご 住 所	
電 話 番 号	
お店の経歴 取扱商品 (生産している) など	例/昭和62年から食料品店 (住所は同じ)をやっています。 取扱い商品は、加工食品、 特産品等です。
そ の 他	

デザインや種類を増やしたい場合など、現在、利用中の方で、内容を変更する場合には、変更申請が必要です。

- ★キーホルダーのデザインを変えたい
- ★追加で色の種類を増やしたい
- ★申請時より販売数が増えた

変更 申請書

以前申請された商品と別の商品を申請される場合は、新規での申請が必要になります。(この場合、許可番号は前回と異なります。)

様式第4号 (第8条関係)

東温市イメージキャラクターのいのとん利用許諾内容変更申請書

令和〇年〇月〇日

(宛先) 東温市長

郵便番号 〇〇-〇〇〇〇
住所 〇〇市〇丁目〇番地〇号
商号又は名称 〇〇株式会社
代表者職 代表取締役社長
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

年 月 日付け 第 号で許諾を受けた東温市イメージキャラクターのいのとんの利用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

記

	前回の許諾を受けている申請内容 (すべてをお書きください)	変更する内容 (変更がある部分のみ詳しく記載)
名称 (商品名には「いのとん」は 使用できません。)	文房具 (ペン、ノート、メモ帳) 食器 (マグカップ) 衣服 (Tシャツ) 計 6種類	
大きさ・デザイン・形 などの変更	ペン : 2点、長さ15cm ノート : 2点、A4 メモ帳 : 2点、15cm×7cm カップ : 3点、対角×対角 Tシャツ 3点、各S、M、L	ペン : デザイン2点追加 ノート : デザイン2点追加
数量・販売先・その他 の変更	ペン : 2,000本、105円 ノート : 2,000冊、105円 メモ帳 : 2,000冊、105円 カップ : 1,000個、525円 Tシャツ : 9,000点、1,050円 県内物産館、道の駅で販売	ペン : 2,000本追加 ノート : 2,000冊追加
追加する点数		4点
利用期間(2年以内)	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	
担当者 氏名 電話番号	〇〇 〇〇 089-000-0000	

添付書類
(1) 変更する内容がわかる見本
(2) 当初の利用許諾書(使用許可書)の写し(コピー)

変更や追加があった時に使う申請書です。前回申請された物件の欄は全て記入し、追加変更後には変更する部分のみを記入してください。

変更 申請書の 記入例 (様式3号)

様式第4号（第8条関係）

東温市イメージキャラクターいのとん利用許諾内容変更申請書

令和〇年〇月〇日

(宛先)東温市長

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 住所 〇〇市〇丁目〇番地〇号
 商号又は名称 〇〇株式会社
 代表者職 代表取締役社長
 代表者氏名 〇〇 〇〇 印

年 月 日付け 第 号で許諾を受けた東温市イメージキャラクターいのとんの
 利用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

記

	前回の許諾を受けている申請内容 (すべてをお書きください)	変更する内容 (変更がある部分のみ詳しく記載)
名称 (商品名には「いのとん」は 使用できません。)	文房具 (ペン、ノート、メモ帳) 食器 (マグカップ) 衣類 (Tシャツ) 計 5種類	
大きさ・デザイン・形 などの変更	ペン :2点,長さ15cm ノート :2点,A4 メモ帳 :2点,15cm×7cm カップ :3点,マグサイズ Tシャツ:3点×各S、M、L	ペン : デザイン2点追加 ノート: デザイン2点追加
数量・販売先・その他 の変更	ペン :2,000本,105円 ノート :2,000冊,105円 メモ帳 :2,000冊,105円 カップ :1,000個,525円 Tシャツ:9,000点,1,050円 県内物産館、道の駅で販売	ペン : 2,000本追加 ノート: 2,000冊追加
追加する点数		4点
利用期間(2年以内)	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	
担当者 氏名 電話番号	〇〇 〇〇 089-〇〇〇-〇〇〇〇	

添付書類

- 変更する内容がわかる見本
- 当初の利用許諾書(使用許可書)の写し(コピー)

申請書に添付する「商品等の見本」について

商品(見本)の現物か、その写真・イラスト、または商品の仕様書など、いのとんをどのように利用するか具体的にわかるものが必要です。また、許諾番号についても©2013東温市いのとん #〇〇〇〇(※〇〇〇〇は、許諾後に入れますので、〇〇〇〇で表記)の表記を入れて、サンプルの提出をお願いします。

〔商品〕



どんな商品になるのか、具体的なイメージがわかるものを提出してください。(POP、タグ、台紙等についても申請時にまとめてデザインを提出してください。)
現物を提出できない場合は、設計図等を提出してください。

〔パッケージ〕



どこに、どのような大きさ・色で使うのか明記してください。(シール・ラベル等を食品に貼り付ける場合は、シール等のデザイン案とシールを貼る商品の画像をつけてください。)

〔チラシ・パンフなど印刷物〕



印刷物の中で、どこに、どのような大きさ・色で使うのか明記してください。

出来上がった製品は、現物を事務局へ郵送・持参してください。

商品等の場合は、完成品を提出してください。
ホームページや広告の場合は、印刷した
もの等を提出してください。



利用期間満了後の在庫も、販売OKです。

許諾期間満了後において、商品等の在庫が残っているときは、当初の許可内容（使用品の名称、販売小売価格・製造予定数）を変更しない限り、改めての変更の申請は不要で、期間満了後も、在庫がなくなるまで引き続き使用いただけます。



利用にあたっての留意事項

よく読んでネ！



①

利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、東温市は一切の責任を負いません。

②

利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。

③

利用許諾は、東温市が著作権を有するいとのん名称、イラスト、写真を使用することを許可するものであり、利用許諾を受けた者に権利が発生するものではありません。また、他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。

次の場合、使用は許諾できません！

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は支援する恐れがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合（※販売先が同営業を行う者である場合を含む）
- (6) イラストの利用によって、誤認又は混同を生じさせる恐れがあると認められる場合
- (7) イラストのイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- (8) 立体物で、その表現がイラストの立体物と認められない場合
- (9) イラストの著しい変形、その他イラストの利用が適当でないと認められる場合

みなさん
注意してネ！





よく
読んで
ネ!

手続きQ&A

正しく
使って
ネ!



これまでにご質問が多かった内容を掲載しています。

Q1

商品に「いのとん」の名称や「いのとん」の図形を利用したいのですが、利用料は発生するのでしょうか？

A1

商品等の販売を目的とした場合を含め、**当分の間、無料**です。

Q2

個人が利用する場合でも、利用申請が必要ですか？

A2

個人で年賀状等に利用される場合は、利用申請は不要です。但し、「いのとん©2013東温市」と記載してください。

〔使用例〕



いのとん©2013東温市

Q 3

申請書の提出は、メールでもよいでしょうか？

A 3

事前相談時の提出はメール、FAXで構いません。正式な申請書は、あらためて郵送または持参により提出してください。

いのとんオフィシャルサイト【お問い合わせ】:inoton@city.toon.〇〇.jp

Q 4

店内掲示のポップ広告(商品の広告)についても、新たに申請する必要がありますか？

A 4

商品の利用申請と一緒に申請してください。申請後にポップ類を作成する場合は、再度、変更申請をしていただくことになります。また、ポップ類にも、許諾番号を明記してください。

Q 5

商品と一緒にその商品のカタログやチラシを作ってPRしたいのですが、商品とカタログ・チラシのそれぞれで申請が必要ですか？

A 5

商品の申請時に、そのカタログやチラシの原稿等も添付して一括で申請してください。申請後に追加でカタログ・チラシを作成する場合は再度、変更申請をしていただくことになります。

Q 6

どのような場合に「変更申請」が必要となりますか？

A 6

使用許諾後、商品などのデザイン、数量、色、大きさなどが変更になった場合には変更申請が必要となります。また、商品自体が変わる場合は変更申請ではなく新規申請が必要です。

Q 7

個人の場合、添付する「プロフィール」はどのように書けばいいですか？

A 7

様式は任意です。「仕事の内容」、「仕事の経歴」がわかるものを添付してください。(P8参照)

Q 8

許諾を受けた商品などの利用期間に制限はありますか？

A 8

許諾日から2年以内です。2年を超える場合は、改めて利用期間の追加申請をお願いします。

Q 9

申請書の印鑑は、何を使えばいいでしょうか？

A 9

法人・任意団体 ⇒ 法人印または代表者印
個人 ⇒ 個人印(認印、シャチハタは不可)

きっちり申請
ばっちり活用



Q10

チームの応援旗やチームのユニホームに「いのとん」の名称や図形を利用することができますか？

A10

「いのとん」は、東温市のキャラクターです。「いのとん」が特定チームや団体等のキャラクターと誤認されないよう、「いのとん」図形近くに、「いのとん©2013東温市」、または、「いのとん©2013Toon City」を併記し、申請の上、ご利用ください。許諾番号は、タグや包装袋に記載してください。

Q11

企業の誘客のための広告看板として「いのとん」図形を利用することはできますか？

A11

企業の誘客のための広告看板類も、特定企業のキャラクターと誤認されないよう、「©2013東温市いのとん#〇〇〇〇」、または、「©2013 toon city. inoton#〇〇〇〇」を併記し、申請の上、利用してください。また、いのとんの身体に企業名を入れたり、個別の特定商品を手を持ちたり、吹き出して個別の企業や商品を推奨することは、できません。

Q12

商品の名前や店名に「いのとん」の冠を付けて良いですか？

A12

「いのとん」は、東温市のキャラクターですので、性格付けやイメージ付けがなされるような使い方や特定企業をイメージさせるような使い方はできません。このような観点から、原則として、商品や屋号、店名に「いのとん」の冠を付けていただくことはできません。

Q13

企業内の職員研修用の冊子の中に、「いのとん」図形を入れて利用することは
できますか？

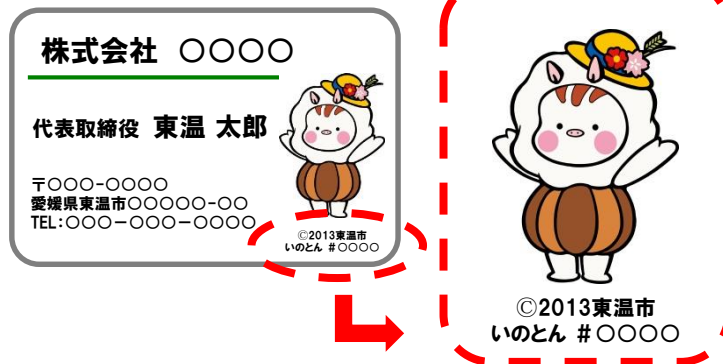
A13

企業内で、その企業の社員の方だけが見られるものについては、利用申請は不要です。但し、「いのとん©2013東温市」と記載してください。また、使用できるいのとんイラストのまま利用してください。なお、個別企業、商品の推奨などの使い方はできません。

Q14

会社の営業のため、「いのとん」図形を入れた名刺を作成して配布することは
できますか？

会社として名刺に使用する場合には、
「©2013東温市いのとん #
〇〇〇〇」、または、「©2013 toon
city.inoton # 0000」と明記し申請の
上、ご利用ください。



A14

Q15

企業や団体の概要書の中に、「いのとん」図形を入れて外部に配布でき
ますか？

A15

外部に配布する場合や、一般の方がご覧になるような場合は、申請が必要です。「©2013東温市いのとん # 〇〇〇〇」、または、「©2013 toon city.inoton # 0000」を明記し、申請の上、ご利用ください。

Q16

シールを作りたいのですが、可能ですか？

A16

販売用グッズとしてのシール(いのとんのシールセットなど)は、シール単体の商品として申請の上、利用できます。ただし、製品やパッケージなどに貼るシールは、当該シールを貼る製品とセットで許諾しますので、製品に貼った実際に使用する形で、申請書に資料を添付してください。申請にあたってはシールのデザイン案とそのシールを貼る商品の画像が必要です。

